

平成27年第4回定例会

伊南行政組合議会会議録

伊 南 行 政 組 合 議 会

平成27年第4回伊南行政組合議会定例会議事日程

平成27年12月24日

午後2時00分 開 会

組合長あいさつ

下平副組合長（飯島町長）あいさつ

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案の上程及び提案説明

議案第17号 伊南行政組合行政手続条例の一部を改正する条例

議案第18号 伊南行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第19号 伊南行政組合職員退職手当支給条例及び伊南行政組合議会の職員その他非常勤の職員
の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

第4 議案に対する質疑及び委員会付託

第5 一般質問

（議会全員協議会）

（委員会審査・委員会協議会）

第6 委員長報告、質疑、討論及び採決

出席議員（17名）

1番	菅 沼 孝 夫	2番	加治木 今
3番	中 坪 宏 明	4番	三 原 一 高
5番	坂 井 昌 平	6番	岩 崎 康 男
7番	坂 本 裕 彦	8番	松 下 寿 雄
9番	竹 沢 秀 幸	10番	久保島 巖
11番	中 村 明 美	12番	村 田 豊
13番	高 橋 昭 夫	14番	柳 生 仁
15番	田 中 一 男	16番	清 水 正 康
17番	城 倉 栄 治		

説明のために出席した者

組 合 長	杉 本 幸 治	副 組 合 長	下 平 洋 一
副 組 合 長	曾 我 逸 郎	副 組 合 長	小 田 切 康 彦
助 役	堀 内 秀	事 務 局 長	下 島 清 志
会 計 管 理 者	馬 場 昭 一	病院事業管理者職務代理者	村 岡 紳 介
病院事務局長兼経営企画室長	新 村 義 弘	病院総務課長	市 瀬 憲 治

事務局職員出席者

事務局次長 唐 澤 彰

本日の会議に付議された事件

議事日程記載のとおり

午後2時00分 開会

○議長（松下 寿雄君） 開会に先立ちまして組合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○組合長（杉本 幸治君） それでは、私のほうからお願いをしたいと思います。

前飯島町長の高坂宗昭さんにおかれましては、先日、11月29日に飯島町長の職を任期をもって退任をされたところでございます。この間、3期12年の長きにわたりまして伊南行政組合の副組合長として伊南行政組合の事務執行に大変御尽力をいただきました。とりわけ今日の伊南4市町村が良好な関係を築いてこられたのも高坂さんの町の助役、さらには職員の時代から伊南地域の発展のために御尽力をされてこられたお力のたまものと心より敬意と感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

退任をされましても、健康に御留意をいただき、今後とも伊南行政組合に対し御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

ここで、当組合の感謝状交付に関します内規に基づきまして感謝状を贈呈したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

〔前副組合長 高坂宗昭君 入場・登壇〕

〔組合長 杉本幸治君 登壇〕

〔感謝状交付〕（一同拍手）

○組合長（杉本 幸治君） 一言ごあいさつをお願いいたします。

〔組合長 杉本幸治君 降壇〕

○前副組合長（高坂 宗昭君） 御紹介をいただきました前飯島町長の高坂宗昭でございます。

本会議開会前の大変貴重な時間をお借りをいたしまして、一言お礼のごあいさつをさせていただきたいというふうに思うわけでございます。

ただいまお話をいただきましたように、私、これまで3期12年間、飯島町長として務めてまいりました。同時に、あわせて伊南行政組合の副組合長の一人として務めさせていただきましたけれども、去る11月29日の任期満了をもって退任をさせていただきました。新たに下平洋一町長が誕生したわけでございます。どうか、ひとつ、新町長には、私同様に御指導いただきますよう心からお願いを申し上げる次第でございます。

在任の間につきましては、大変、浅学菲才な者でございましたけれども、こうして無事退任をすることができましたのも、ひとえに杉本組合長さんを初め理事者の皆様方、松下議長さん初め議員の皆様方、職員の皆様方、そして既に退任をされました先輩の皆様を初め多くの関係の皆様さん方の温かい御厚情と御指導、御協力のたまものと心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

特に在任中、私の助役の間も含めてですが、この伊南聖苑火葬場の建設事業への取り組み、あるいは昭和伊南総合病院の経営の健全化に向けての取り組み、そして、最近では伊南行政組合の消防本部の解散、新たに上伊那広域連合消防本部への統合、発足と大変歴史的な大きな節目の事業に理事者の一人としてかかわらせていただきまして勉強をさせていただきましたことは、この上ない私にとっての喜びであり、大切な宝物という

ふうに感じている次第でございます。

どうか今後とも、財政事情、一層厳しいことが予想をされるわけでございますけれども、伊南は一つというこの思いを旗印にしてですね、一致結束して皆さん方がますます御健勝で御活躍をいただき、そして、いよいよ、またリニアの時代もやってくるわけでございますので、希望を持って伊南行政組合並びに構成市町村の限らない御発展を心からお祈りを申し上げまして、簡単でございますけれども一言お礼のごあいさつにさせていただきます。

長い間お世話になって本当にありがとうございました。(一同拍手)

〔前副組合長 高坂宗昭君 降壇・退場〕

○次 長(唐澤 彰君) 御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議 長(松下 寿雄君) いよいよ年の瀬も迫ってまいりました。

この冬は暖冬傾向と言われております。つい先日、沖縄では4日連続夏日というニュースもありました。日本各地で記録的な異変が起きているんじゃないかと、そんなふうにも思われるきょうこのごろでございます。

厳しい冷え込みがないので人工雪がつかれずスキー場のオープンもおこなわれているとのこともあります。今朝の新聞を見ましたら駒ヶ根高原スキー場もようやく一部開業、開始というようなニュースがありましたが、この暖かさで、またどうなるかなあと心配するところでございます。

四国からは早くも梅の開花も伝えられております。

また、当地でも菜の花が咲いているのを見かけました。

本当に全国各地から暖かい冬のニュースが伝えられているところでございます。

そうは申しましても、寒暖の差も激しく、体調には十分気をつけて、地域の皆様方とともに穏やかな新春を迎えられますことを願うところでございます。

これより、平成27年11月24日付、告示第7号をもって招集された平成27年第4回伊南行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議員定数17名、ただいまの出席議員数17名、定足数に達しております。

日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に従い会議を進行いたします。

組合長よりごあいさつをお願いいたします。

○組 合 長(杉本 幸治君) 平成27年11月24日付、告示第7号をもって平成27年第4回伊南行政組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年末のお忙しい中、御出席を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

平成27年も残すところ1週間ほどとなってまいりました。ことしも全国的には災害が多発した一年でありましたが、伊南地域としては大きな災害もなく、比較的平穏な状況で年末を迎えることができまして、まことに喜ばしいことと思っております。

ことし一年を振り返りますと、伊南行政組合が昭和48年度から42年間にわたり担ってまいりました消防事務を4月から上伊那広域消防に移行をいたしました。中南信での消防広域化の議論が始まってから6年半、

上伊那での広域化研究開始から約4年を経て大規模災害に対応できる消防体制を構築するための基盤ができたところでございます。

また、今年は統一地方選挙の年であり、4月には県議選や市議選が行われ、これに伴いまして当組合議会の構成がえも行われました。

それから、4月25日と5月12日に相次いでネパール国において大規模な地震が発生をし、甚大な被害となりました。被災地への支援に関して、伊南地域の皆さんには募金等の取り組みを通じて多大な御協力をいただいているところでございまして、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、経済動向についてですが、内閣府が12月8日に発表をした今年7月から9月までの国内総生産、GDPの成長率の2次速報値では実質成長率で前期比プラス0.3%、年率に換算をしてプラス1%となり、11月に発表した年率でマイナス0.8%であった1次速報値から上方修正をされました。これは最近の統計を反映した結果で、卸・小売業や建設業などの企業で設備投資が増加に転じたことや住宅投資が少し改善したこと等が主な要因と分析をされており、また、実質賃金が改善をされ、個人消費も前期に比べて0.4%プラスとなっております。日本全体の経済状況は回復基調にあるとは言え、地域経済においては、その実感が薄く、地方においては、景気の好循環にはなお遠い状況にあると思っております。今後、国の経済対策が計画をされると見込まれますので、それに適切に対応していくことが必要と考えております。

また、本年は、地方創生の実現に向けて、国、県、市町村、それぞれにおいて総合戦略を策定をし、人口減少を克服するとともに、将来にわたって活力ある地域社会の実現を目指して取り組みを始めたところでございます。

地方創生を具現化をしていくためには地方の新たな発想と行動力が求められております。伊南の市町村もそれぞれの総合戦略にのっとりて全力で取り組んでまいりますが、伊南地域が相互に連携することでより効果上がることも多々あると思っておりますので、情報交換に努めていくとともに、それぞれのお立場で積極的な御提案を賜れば幸いに存じます。

さて、伊南行政組合における各事業の進捗状況でございます。

一般会計事業におきましては、不燃物処理、し尿処理、火葬場等の事業について、それぞれ検討すべき課題がある中で、関係機関や市町村との協議、検討を進めながら、施設の運営等はおおむね順調に推移をしているところでございます。

その中で、不燃物処理事業に関しましては、後ほど全員協議会でも報告を申し上げますが、上伊那におけるごみ処理の広域化計画に沿って統合の検討が進められてきております。目標としてきた平成29年4月からクリーンセンター八乙女に一本化をしていく計画の概要が示され、今後、細部の調整を図っていくこととなります。

また、し尿処理に関しましては、下水道投入による統合処理の方法について、それぞれの市町村での単独処理の場合と伊南分を1カ所共同処理する場合の具体案を比較をして検討するため、それぞれの計画案を作成をし、研究をしているところでございます。まだ検討がまとまっておりますが、年度末までには方向性を出していきたいと思っております。

次に病院事業でございますが、本年度、計画をしております地域包括ケア病棟の整備につきましては、3階

病棟西側の改修工事が予定どおり完成をし、本年度3月からの本格稼働開始に向けて施設基準に基づく実績報告のための入院患者の受け入れを始めております。また、地域包括ケア病棟のある3階に退院支援・訪問看護部門を集約するとともに、行政が行う介護保険手続などを院内でも行えるよう、スペースを設け、医療、介護の地域連携をさらに推進する予定でございます。

医師の招聘に関しましては、本年度10月に形成外科へ常勤医師1名が赴任をし、標榜科目18科中14科について常勤医師での診療体制となりました。

また、現在の医師数は30名となっております。

また、今年度上半期の収支状況でございますが、患者数も前年に比べ入院で10.5%、外来で6.4%と、ともに増加をしております。平均在院日数は減少してきているものの、診療単価の増加もあって医業収益が9.5%の増に対して医業費用は5.7%増にとどまっており、上半期の純利益は前年を上回る良好な結果となっております。

今後、年度後半の動向に注視をしながら、引き続き医療機関、介護施設などとの連携を推進するとともに、経費圧縮に努め、安定をした経営体質の実現に向けて努力をしております。

それでは、今議会に提案を申し上げます議案でございますが、条例案件が3件でございます。

いずれの条例も制度改正、法改正に伴い改正するものでございまして、行政手続条例の改正につきましては行政手続法の改正に伴う所用の条文整備を行うものです。

それから、個人情報保護条例の改正は番号法の施行に伴い番号法に規定をされている特定個人情報を通常の個人情報と区別をして取り扱うことなどを規定する改正でございます。

また、被用者年金の一元化に伴う法改正によりまして、それらの法律を引用をしている職員退職手当支給条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の2本の条例について条文整備を図るための改正でございます。

今議会に提案を申し上げますそれぞれの案件につきまして、何とぞ、慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、申し上げます、第4回定例会開会に当たりましてのあいさつといたします。

どうぞよろしく願いをいたします。

○議 長（松下 寿雄君） ここで、11月15日執行の飯島町町長選挙において当選を果たされ、当組合の副組合長に就任されました下平洋一副組合長よりごあいさつをお願いいたします。

○副組合長（下平 洋一君） 皆さん、こんにちは。

11月30日に就任いたしました飯島町長の下平洋一でございます。お見知りおきのほどお願いいたします。

本議会の参加は初めてでございます。ますます高齢化社会が進み、地方創生の時代を迎えております。この広域連携、ますます重要な時代だなどというふうに認識しております。何とぞ、前任の高坂町長さん同様、よろしくお引き回しのほどお願い申し上げます。

売りは民間経営感覚でございます。しかし、最近、懇親会で飲むたびに、飲むほどに、民間経営感覚ってどうだったっけと、ちょっと忘れそうな時もございますけれども、また、それも思い出しながら、心を振り絞って、飯島町のために、また、この伊南行政組合発展のために頑張りますので、何とぞ、よろしくどうぞお願い

いたします。

お時間をいただきましてまことにありがとうございました。(一同拍手)

○議 長(松下 寿雄君) 日程第1 会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員は、会議規則第78条の規定により5番 坂井昌平議員、6番 岩崎康男議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会は、あらかじめ本日の議会運営委員会において本日1日と決定されております。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(松下 寿雄君) 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定しました。

日程第3 議案の上程及び提案説明を行います。

議案第17号 伊南行政組合行政手続条例の一部を改正する条例

議案第18号 伊南行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第19号 伊南行政組合職員退職手当支給条例及び伊南行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務
災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

以上3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長(下島 清志君) それでは、議案第17号 伊南行政組合行政手続条例の一部を改正する条例
について提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、行政指導等に関して行政運営における公正の確保と透明性向上を図る観点から、
昨年、行政手続法が改正をされたことに伴う改正でございます。

議案集17-2ページをお願いいたします。

目次の改正といたしまして、第4条の2の「処分等の求め」というものを加えるものでございます。

それから、第2条及び第3条の改正でございますが、この条例改正によりまして新たな条、項の追加に伴い
条項整理及び字句の整備をするものでございます。

次に、第33条の改正でございますが、新たに第2項として行政指導の際に処分権限を行使できる旨を示し、
その場合の根拠となる法令の条項、その要件及び理由等を相手方に明示しなければならないとする法の規定が
追加をされたことに伴いまして、第1号から第3号の規定を加えるものでございます。

次の第34条の2及び次ページになりますが第34条の3を新たに加える改正は、法改正により地方公共団体
においても行政指導、届け出、命令等に関する手続等について必要な措置を講ずるよう努めなければならない
とされましたので、第34条の2第1項では、法令に違反する行為の是正を求める行政指導に係る相手方は、
当該行政指導が法律または条令に規定する要件に適合しないと思慮する場合は、当該行政指導の中止等求める
ことができる旨を規定し、第2項では、その場合に申し出者の氏名、住所、行政指導が要件に適合しないと思
慮をする理由など第1号～第6号に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない旨を規定するもの、
それから、第3項は、申出書が提出された場合、組合の機関は調査を行い、要件に適合しないと認める場合に

は必要な措置をとらなければならない旨を定めるものでございます。そして、第4条の2として処分の求めを加えまして、次ページになりますが、第34条の3第1項では、何人も法令違反に対し是正のためにされるべき処分及び法律または条令に基づく行政指導等がされていないと思慮するときには、処分する権限を有する行政庁または組合の機関に対して処分、行政指導を求めることができるということを定め、第2項で、その場合には申し出者の氏名、住所、そして処分、行政指導がされるべきであると思慮をする理由など、第1号～第6号に掲げる事項を記載しました申出書を提出しなければならない旨を規定をし、第3項では、この申出書が提出された場合、当該行政庁または組合の機関は調査を行い、必要があると認める場合は処分、行政指導をしなければならない旨を定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第17号の提案説明は以上でございます。

続きまして、議案第18号 伊南行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

この改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴いまして、特定個人情報の定義とその利用及び提供の制限、適正管理、保有の制限、本人からの開示請求等に関しまして規定を加えるものでございます。

なお、番号法の施行に伴い、既に市町村におかれては個人情報保護条例の改正がされておりますが、市町村の改正内容と一部違う点は、当組合では、現在のところ情報提供ネットワークシステムとの結合はないため、情報提供等記録に関する規定というものは定めてございません。

それでは改正の内容ですが、用語の意義として、第2条の第4号の次へ第5号～第7号の3号を加え、特定個人情報及び保有特定個人情報、それから特定個人情報ファイルの用語について規定をするものでございます。

次に、第8条第1項では個人情報の利用及び提供の制限についての規定中、保有特定個人情報を除外し、新たに第8条の2を加えて特定個人情報の利用の制限について規定をするもので、第1項では利用目的以外の目的で利用してはならないこと、第2項では人の生命、身体または財産の保護のために必要である場合に限り、本人の同意を基本に利用目的以外の目的のために利用することができるということを規定するものでございます。

次の第10条の保有個人情報の適正管理及び保有の制限を定めた規定について、第1項で保有特定個人情報を含めることを加えるもの、また、第11条では個人情報の取り扱いを伴う業務委託や指定管理などの受託者の責務を定めた規定について第1項で特定個人情報を含めることを加えた規定とするものでございます。

第12条の開示請求を定めた規定では、第1項の誰でも本人の情報の開示請求ができるとする規定に保有特定個人情報も含むことを加え、同条第2項の法定代理人による開示請求について保有特定個人情報にあっては法定代理人または本人の委任による代理人を加えることを規定するものでございます。

また、第16条では、開示を受けた個人情報がこの条例に違反して収集または利用あるいは保有されていると思慮される場合には、当該情報の利用停止または消去の措置を請求することができる旨を定めた規定について特定個人情報及びこれに関する法律や条例の規定を加えるものでございます。

次に、第18条の開示等請求の手続について定めた規定のうち、第12条と同様に、第2項の規定中、法定代

理人によるものについて保有特定個人情報にあっては法定代理人または本人の委任による代理人を加えるもの
でございます。

第26条では、他の法令等の規定に基づき開示等の請求ができる場合には、この条例の規定を適用しないこと
を定めた規定について保有特定個人情報は除外することを加えるものでございます。

最後に、附則としまして、この改正は公布の日から施行することとし、特定個人情報の利用の制限について
定める第8条の2の改正規定については個人番号の利用の運用が始まる平成28年1月1日から施行するもの
でございます。

議案第18号の説明は以上でございます。

続きまして議案第19号 伊南行政組合職員退職手当支給条例及び伊南行政組合議会の議員その他非常任の
職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

この改正条例は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に
伴い、地方公務員等共済組合法など関係法令を引用しております伊南行政組合職員退職手当支給条例及び伊南
行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の2つの条例について必要な整備を
図るものでございます。

第1条が職員退職手当支給条例の一部を改正するものでございます。

退職手当支給条例、第3条の改正のうち、第1項は、今回の改正に合わせて条文の字句等の修正、整理
を行うものでございます。

次の第2項において、傷病に関して引用する法律の規定を地方公務員等共済組合法第84条第2項から厚生年
金保険法第47条第2項に改めるものでございます。

次に、第2条が伊南行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正で
ございます。

こちらも本則の条文の改正は事務等の修正、整理を行うものございまして、法改正に基づく改正は他の法
令による給付等の調整について規定する附則第5条第1項及び第2項の表を改めるものでございます。

附則第5条第1項の表の改正につきましては、年金たる補償の額について当該補償の事由となった障害また
は死亡による表左側の補償の種類に応じて表の中の欄に掲げる法律によります給付が支給される場合には、当
該法律による給付ごとに表右の欄の率を乗じて得た額とすることを規定しているものですが、表の中の欄に被
用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の規定に加え、障害厚生年金と
障害共済年金を合わせた障害厚生年金等とし、表の整理を行うものでございます。

附則第5条第2項は、休業補償の額の調整について規定しているものございまして、この表の改正につき
ましても第1項に準じた改正とするものでございます。

附則として、第1項の施行期日につきましては公布の日から施行するものとし、この条例による改正後の条
例の規定は平成27年10月1日から適用するものでございます。

第2項において伊南行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴
う経過措置として、改正後の附則第5条の規定は、この条例の適用日以降に支給すべき事由の生じた保障につ
いて適用をし、適用日前に支給する事由の生じた適用日前の期間に係る補償については、なお従前の例による

とするものでございます。

また、第3項では、平成24年一元化法による改正前の国家公務員共済組合法または改正前の地方公務員等共済組合法による職域加算額の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金もしくは遺族厚生年金、国家公務員共済組合連合会が支給する障害共済年金もしくは遺族共済年金または地方公務員共済組合が支給する障害共済年金もしくは遺族共済年金の支給を受けるときは、障害補償年金との間で二重に調整されることとなるため、当分の間、新条例附則第5条第1項の規定は適用しないこととするものでございます。

第4項は、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなすことを規定するものでございます。

議案第19号の提案説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（松下 寿雄君） これをもって提案理由の説明を終結いたします。

ここで議案審査のため暫時休憩といたします。再開時刻を午後2時45分といたします。

午後2時38分 休憩

午後2時45分 再開

○議 長（松下 寿雄君） 本会議を再開いたします。

日程第4 これより議案に対する質疑に入ります。

議案第17号 伊南行政組合行政手続条例の一部を改正する条例

議案第18号 伊南行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第19号 伊南行政組合職員退職手当支給条例及び伊南行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

以上3議案を一括議題といたします。

質疑はございませんか。

○7 番（坂本 裕彦君） 議案第18号について伺いたいと思います。

個人情報保護条例の一部を改正する条例ということで、今、説明がありましたけれども、市町村でこの条例ができていますけれども、説明では、伊南行政はこのネットワークに接続しないというような説明がありまして、というならば、私は、この条例というのは必要ないんじゃないかというふうに認識するんですけど、そこら辺はどうかというのが1つ、私も市のときには必要ないという立場でしたわけですが、伊南行政は、当面、使わない、しかし、この条例を改正することは、将来、接続するようなことが想定されて、この条例が提案されたのかどうか、こういう必要が出てきたときに条例を出してもいいんじゃないかというふうに思うんですが、そこら辺、いかがか、それから、内容についてでありますけど、第8条の2に利用目的以外の目的のために利用してはならないとあるわけですが、次の項に前項の規定にかかわらずっていうことがあって、身体または財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意がありというのがありながら、本人の同意を得ることが困難であるときは利用することができるというようなことがあるわけですが、

本人のどういっていうのが一番大事だと思うんですけど、同意がなくてもいいというようなことでは、幾らでもこの情報が利用目的の意外に利用できるというふうに解釈できるわけですけども、ここら辺はどういう解釈か、それから、第三者の権利、利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときはということですけど、不当に侵害するおそれというのをどういふふうに判断するような、この基準っていうか、そういうものがあるのかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○事務局長（下島 清志君） ただいまの坂本議員さんからの御質問ですけども、情報提供ネットワークシステムへの接続はしないということで先ほど御説明しましたけれども、それでは、今回のこの改正は必要ないのではないかという御意見なんですが、既に個人番号が配付をされて運用が始まるわけですけども、当面、伊南行政組合の中では、職員の個人番号を取り扱うことが、まず出てまいります。また、今後の中では、法人、取引をする業者等の法人の番号を活用することも出てくるかと思っておりますので、いずれにしても、個人番号を扱うっていうことが出てまいります。実際にそれを情報提供をするということはないにしても、そういった扱いをすることになってまいりますので、一旦は、その特定個人情報としての番号を含めた情報を収集するっていう部分が出てまいりますので、この個人情報保護条例の改正が必要だということ判断をいたしまして、今回、御提案をするものでございます。

それから、第8条の2の本人の同意以外の場合ですね、このことの御質問ありましたけれども、実際にこういう状況というのはどういふ場合かっていうのは、なかなか今の段階では想定しにくいんですけども、いずれにしても、その人の生命、身体または財産の保護のために必要である場合に限りということ、そういう状況が考えられる、どういふ場合に考えられるかというのは、なかなか、ちょっと説明申し上げにくいんですけども、そういう場合に限りということですので、通常は利用目的以外に利用することはほとんど考えられない状況ではありますが、一応、法の規定に基づいて、今回、それを加えるということでございます。

それから、第三者の不当に侵害するおそれということですが、これも具体的な例として想定するものは今のところないんですけども、これも法の規定に基づいて定めさせていただく条文になりますので、御理解をいただければと思います。

以上です。

○7 番（坂本 裕彦君） マイナンバーができたので、番号を掌握するだけのためにこのことが必要って意味で、そのシステムを利用するということは当面ないっていうか、今までのままで対応できるっていう、そういうことかどうかっていうことが一つと、それから、利用目的以外の利用のことですけど、想定されないっていうことは、例外中の例外でないっていうのは、ほとんど利用、この項目を適用することはないという、そういうような解釈でいいのかどうか。

○事務局長（下島 清志君） 今までと同じではありますけれども、先ほど申し上げましたように、個人番号という、一部、職員の個人番号とか法人の個人番号とかを取り扱うことになるということ、それを規定、通常の個人情報とは分けて規定するものでございまして、いずれにしても、この番号法の施行に伴って個人番号というものを取り扱うことになるので、そのことを定めていくということでございます。

あと、本人に同意がない場合ということですけども、人の生命、身体、財産っていうような、その保護のために必要だということは、特別な災害とか、そういったようなことが、今後、想定されるんでしょうけれ

ども、今のところ具体的な想定というものはございませんので、特別な、そういった事態が起きなければ、これは、こういった扱いはないということによろしいかと思えます。

○議長（松下 寿雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松下 寿雄君） これにて質疑を終結いたします。

ただいま提案された各議案は、別紙、議案付託表のとおり常任委員会へ付託いたします。

委員会は、本会期中に内容を審査の上、議長まで審査結果の報告をお願いいたします。

日程第5 これより一般質問を行います。

一般質問は、申し合わせにより、質問時間は30分以内、質問回数は3回までとなっています。

2番 加治木今議員の質問を許可します。

○2番（加治木 今君） 組合長の2期目の任期も余すところ1ヶ月となってまいりました。この8年間、病院をめぐる動きは多くのことがございました。組合長と病院事業管理者、ただいまは病院事業管理者職務代理の村岡院長先生とともに何度かの医療制度改革に対応しながらの運営が続けられ、地域の安心と安全を補完する大切な位置づけが守られてまいりましたことに感謝を申し上げます。

そして、今、2014年の診療報酬改定で急性期から在宅への早期復帰を支援するため新設された地域包括ケア病棟開設のための病棟改修も終わり、運用に向けて動き始めております。

本日は、この運用に関して、住民、また行政に与える効果、影響等も含めてお聞きいたします。

この病棟につきましては、以前にもこの議会で質問をさせていただきました。この病棟の目的は、急性期病床からの患者の受け入れ、在宅にいる患者の緊急時の受け入れ、在宅への復帰支援が挙げられておりました。看護体制は7対1から13対1になるとのお答えをいただいておりますが、いよいよ改修も終わったこの段階で、運用をどのようにされていくのかを全体としてお聞きいたします。

2点目に、回復期リハビリ病棟とあわせ、この2つの病棟を持つことは昭和伊南総合病院の特徴として捉えていいのでしょうか。以前に、この2つの病棟の役割の違いがあることをお答えいただいております。病気になるてしまい、治療後に在宅、生活へ復帰することは大きな目標となります。この2つの病棟は、その復帰支援に大きな役割が果たされるわけですが、回復期リハビリ病棟と地域包括ケア病棟は、これからのこの地域の医療体制の中で昭和伊南総合病院の特徴として捉えていいのかをお聞きいたします。

3点目といたしまして、この病棟の伊南の市町村の活用の展望をお聞きいたします。

昭和伊南総合病院の入院患者の8割が伊南管内の住民であり、退院先につきましても、昨年のデータでは、87%が自宅へ退院ということでした。

地域包括ケアシステムの構築の中の医療側の資源として重要な役割を担うものとの認識がさきの答弁で示されております。

伊南それぞれの地域での地域包括ケアシステムの大きな輪の中での重要な位置づけとなっていくと思いますが、その活用の展望はどのようにお考えでしょうか。

以上、運用に関しまして3点をお聞きいたします。

○病院事業管理者職務代理者（村岡 紳介君） 加治木議員の御質問につきましてお答えをいたします。

まず、地域包括ケア病棟の運用に当たってでございます。

2025年には団塊の世代が75歳以上となり、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となります。今後、高齢化が進むと、医療や介護を必要とする方がますます増加し、現在の医療・介護サービス提供体制のままでは十分な対応ができなくなるとされています。こうしたことを背景に、重度な介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供するのが地域包括ケアシステムの目的であります。

社会保障制度改革国民会議から平成25年8月に出されました報告書の中でも、住まいや生活支援といった点でコンパクトシティ化といったハード面の構想がうたわれ、そこに医療・介護サービスのネットワーク化といったソフト面を構築することで21世紀型のコミュニティの再生を図るものとされているものであります。

さて、医療と介護の関係を話と絞りますと、高齢者の方は、今後、医療と介護の中を循環することになります。そのマインドを短く言いあらわしたのが「時々入院、ほぼ在宅」という言葉になります。

また、若い世代に対しましては、従来からのように病気を徹底的に治すこと、退院後は職場復帰を含めた普段の生活に戻ることを目標とした医療が必要であります。これは、当院においても、今後も、これまでどおり取り組んでいかなければならない最も大切な部分でございます。

それに対しまして、高齢者においては、その特徴は加齢に伴う変化を基盤に身体的、精神的、そして社会的に脆弱な状態を複数あわせ持つ状態で、慢性疾患を複数抱え、生活機能障害や死亡の危険が高くなった状態であると考えられます。したがって、医療の目的を従来の医療の救うこと治すことから抱えて生きること癒すことへ変更し、その手段を支えること、みとることとしていく必要があると考えられます。これが生活支援型の医療と言われるものであります。

今後、高齢者が増加をしていけば、従来型医療と生活支援型医療の割合を調整していく必要が生じ、それを先取りした形で、今回、地域包括ケア病棟の設置となったわけでございます。

以上のことを背景に地域包括ケア病棟について御説明をいたします。

その機能といたしましては、第1が急性期からの受け入れでございます。急性期を脱したが経過観察が必要な方の受け入れを行うということであります。

第2の受け入れ機能は、在宅や施設で療養中の方が一時的な入院が必要となった場合の受け入れで、これは軽傷から中等傷の急性期疾患などが想定をされております。

そして、第3の機能が在宅復帰、生活復帰に向けた退院支援を行うこととあります。これが医療と介護を循環するときのかなめの役割を果たすものと考えます。

地域包括ケア病棟につきましては、5月議会定例会において病棟改修等の補正予算をお認めいただき、8月より工事を開始し、10月末に完成をいたしました。

現在は診療報酬で定められました開設前6ヶ月間の在宅復帰率等の実績取の期間となっております。

また、この間の介護配置基準は患者7名に対し看護師を常時1名の配置で運用をしております。

地域包括ケア病棟の開設は、計画どおり平成28年3月1日を予定をしております。

運用開始後の地域包括ケア病棟は、先ほどの繰り返しになりますが、急性期入院治療後、病状が安定した患

者様に対しましてリハビリや退院支援などを受け持つ在宅復帰支援のための病棟となります。

また、在宅療養や介護施設入所の方々が急性増悪などで一時的な入院をする、そういう病棟でもございます。

なお、この病棟は、入棟後、最大60日が入院期間となります。

開設後の看護配置基準は、おおむね患者様10名に対しまして看護師1名の常時配置の運用となります。

回復期リハビリテーション病棟は、急性期医療が終わった脳血管疾患、大腿骨骨折など決められた疾患に対しまして90日～180日以内の入院期間が定められ、この間に積極的にリハビリを行い、機能改善を行うことを目的としています。

この病棟の看護配置基準は、患者様13名に対し看護師1名常駐配置となります。

回復期病床は入院適用に制限があり、いわば専門店と言えるのに対しまして、地域包括ケア病棟は、さきに申し上げたように、さまざまな受け入れ機能を有し、介護と連携を強化した駆け込み寺的な役割と申せましょう。

今回、地域包括ケア病棟を設置することで、回復期リハビリテーション病棟対象外の患者様においても、在宅などへ復帰するに当たり、転院することなく院内で十分な準備期間がとれることとなり、患者様にとっても医療機能、サービスの向上が図られるものと考えております。

また、同一施設で高度急性期医療、急性期医療、回復期リハビリテーション病棟、地域包括ケア病棟をカバーする医療機関は近隣にはなく、当院の特徴の一つとなると考えております。

伊南市町村の活用についてですが、10月より地域包括ケア病棟のフロアに当院医療ソーシャルワーカーや訪問看護を担当している職員の配置を集約をしており、地域包括ケア病棟のフロアを医療連携及び介護連携拠点として位置づけを行っております。

また、地域包括ケアシステムとの連携を円滑に実施するため、患者様の介護申請など行政手続を院内で行うことができる地域連携強化のためのスペースを伊南市町村へ提供していきます。

具体的な活用は、平成28年1月より駒ヶ根市の地域包括支援センターの分室がサービス提供をする計画となっており、現在、連携方法などについて担当者による具体的な打ち合わせを進めております。

病院は、第2次経営計画に基づき、救急医療を含めた急性期医療を基盤に、回復期リハビリテーション病棟、地域包括ケア病棟など、亜急性期医療を両輪に地域医療機関と連携し、地域完結型医療を目指し、地域住民の安全・安心につながるができるよう運営を行ってまいります。

以上でございます。

○議 長（松下 寿雄君） これにて2番 加治木今議員の一般質問を終結いたします。

委員会審査のため暫時休憩といたします。再開は放送をもってお知らせします。

午後3時08分 休憩

午後4時34分 再開

○議 長（松下 寿雄君） 本会議を再開いたします。

日程第6 これより委員長報告に入ります。

議案第17号 伊南行政組合行政手続条例の一部を改正する条例

議案第18号 伊南行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第19号 伊南行政組合職員退職手当支給条例及び伊南行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

以上3議案を一括議題といたします。

本案は本日の会議において総務衛生委員会に付託してあります。

総務衛生委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務衛生委員長（村田 豊君） それでは総務衛生委員会の審査の結果の報告をいたします。

本日の会議において本委員会に付託をされました条例の一部にかかわる3議案につきまして、本日、委員会を開催し、内容を慎重に審査をいたしました。

その結果、議案第17号 伊南行政組合行政手続条例の一部を改正する条例につきまして、質問として出ましたのは、「今までの条例を実施している中で行政指導をしたということがあるか。」という質問に対しまして「特に今までの中では実績がない。」という答弁がありました。全員の賛成によって本案を可決すべきものと決しましたので報告をいたします。

続きまして、議案第18号 伊南行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、質問として「病院での利用はしていかないということですが、この条例改正で進めていけるのか。」という質問がありました。この点につきましては「必要があれば別に例規を定めていくことが必要となってくるので。」という答弁がありました。全員の賛成によって本案を可決すべきものと決しましたので報告をいたします。

次に、議案第19号 伊南行政組合職員退職手当支給条例及び伊南行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、特に質疑、討論はありませんでした。全員の賛成によって本案を可決すべきものと決しましたので御報告をいたします。

以上、総務衛生委員会の審査結果の報告といたします。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（松下 寿雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松下 寿雄君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

○7番（坂本 裕彦君） 議案第18号 伊南行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論に参加いたします。

いわゆるマイナンバーというのは、個人情報が入る、これからは健診の問題や年金、それから銀行口座とか、さまざまな膨大な情報が入ると、そして、それを公的機関のあらゆるところで使えるようになるという点では、莫大な情報量、それから、広域になればなるほど情報漏れすれば危険になるということで、基本的には大変危険なものだと思っております。ネットワークに接続しないということが言われていますけれども、このマイナンバー、個人情報を公的機関でさまざまな制約もなく使えるということに対し

ては、非常に危険であるという立場から、また、当面はネットワークに接続しないという点では必要がないというので、この条例の改正案には反対いたします。

以上です。

○議 長（松下 寿雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） これにて討論を終結いたします。

これより各議案の採決を行います。

初めに議案第17号 伊南行政組合行政手続条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 伊南行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議 長（松下 寿雄君） 賛成多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第19号 伊南行政組合職員退職手当支給条例及び伊南行政組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

ここで組合長よりあいさつをお願いいたします。

○組 合 長（杉本 幸治君） 平成27年第4回伊南行政組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言、御礼のあいさつを申し上げます。

今定例会に提案をさせていただきましたすべての議案につきまして、慎重なる御審議の上、いずれも原案どおり御決定を賜りましたことに対し、心から感謝を申し上げる次第でございます。

日本経済が回復基調にあると言われながらも、地方においては景気回復の実感がないまま平成27年も暮れようとしております。

各市町村におかれましては、新年度の予算編成作業が始まっていることと存じますが、税収も伸びない中で、市町村財政の状況は引き続き厳しい状況でございます。構成市町村の分担金を主な財源として運営をしております伊南行政組合におきましては、事業の効率化や業務の改善に、鋭意、努めてまいりますので、今後とも御指導、御協力をお願いを申し上げます。

さて、私ごとでまことに恐縮でございますが、本日の定例会が今任期最後の議会となりました。この4年間、組合長として携わらせていただき、伊南行政組合の共同処理事業を通じまして、議員の皆様を初め伊南地域住民の皆様方の御理解と御協力を賜りましたことに、改めて心から感謝申し上げます。

中でも懸案となっておりました消防事務の広域化につきましては、多くの関係者や職員の御尽力により上伊那広域消防の発足を実現することができました。

また、最重要課題と位置づけて取り組んでまいりました病院事業の経営改善も病院事業管理者を中心とした病院職員の御努力とともに、議員を初め地域住民の皆様方の御理解と御協力に支えられ、着実に当初の目標を上回る成果と改善を果たすことができましたことは、まことに喜ばしく、危機的な状況を思い返しますと感慨もひとしおでございます。

昭和10年3月に前身となる上伊那南部伝染病院町村組合として設立をされて以来80年の歴史を刻んでまいりました伊南行政組合の共同処理事務は、時代の変化や生活環境の変化とともに、その時代に求められた地域住民の生活に直結をする環境、医療、消防、福祉などの事業を担い、所管事務の追加や廃止を重ねてきましたが、事業のさらなる広域化など、今、また大きな変化の時期を迎えております。

一方、少子高齢化が進み、人口減少の時代に入った中で、地方自治体のおかれている状況を、このままでは先送り、縮小の一途であり、いかにして地域を活性化をしていくかが共通の課題でございます。こうした難しい時代の中にあっても、当伊南地域のさらなる発展を目指し、将来に向けての道筋をつけていかなければならないと決意を新たに、微力ながら頑張りたいと思っております。議員各位の一層の御指導、御鞭撻を心からお願いを申し上げます。

終わりに、いよいよ年の瀬も迫ってまいりました。師走の慌ただしい時期であります。また、寒さ厳しき折でもあります。議員各位におかれましては、御自愛をいただき、ますます御活躍をされますこと、そして災害のない明るい新年を迎えられることを御祈念を申し上げ、閉会に当たってのあいさつといたします。

大変ありがとうございました。

○議 長（松下 寿雄君） これをもちまして平成27年第4回伊南行政組合議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

○次 長（唐澤 彰君） 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）

午後4時46分 閉会

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成27年12月24日

伊南行政組合議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員